

## 年調整の対象者

**Q** : 私は、今年初めて年調整の事務処理を行います。年調整の対象となるのはどんな人ですか？

**A** : 原則として、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した人が対象になります。

### 【解説】

年調整は、原則として、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した人が対象になりますが、例外的に対象にならない人もいます。具体的には、次のとおりです。

#### (1)年調整の対象となる人

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- ③ 年の途中で退職した人のうち、次の人
  - ・ 死亡により退職した人
  - ・ 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職できないと見込まれる人
  - ・ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
- ④ 年の途中で非居住者となった人

#### (2)年調整の対象とならない人

- ① 本年中の主たる給与収入金額が2,000万円を超える人

2ヶ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人や年調整を行う時までに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人

